



2015年3月発行

船橋市学童保育連絡協議会

公式サイト <http://homepage2.nifty.com/fghrk/>

メール fghrk_info@freeml.com



指導員の待遇改善が、大きく前進しました。(その1)

4月から、放課後ルーム指導員の呼称が変わると共に、勤務条件も大きく改善されます。今月と来月の2回で、改善内容をお伝えします。

呼称の変更

現在の呼称	4月からの呼称 (全員が非常勤職員)	勤務日
非常勤職員	放課後ルーム支援員	週5日勤務(火、木、金の1日が週休日)
補助指導員(臨時職員)	放課後ルーム補助員A	月～金 勤務
パート指導員(臨時職員)	放課後ルーム補助員B	支援員の週休日と土曜日勤務

※夏休み、冬休み、春休みをカバーする3季パート指導員は、臨時職での採用となります。

臨時職の指導員が、非常勤職員になります。

3季パートを除いた臨時指導員は、非常勤職員となります。単価と勤務時間日数は変わりませんが、「2週間の雇用中断期間」がなくなります。

また、労基法に準拠した有給休暇の付与(日数の増加や年度を超えた繰越)や、夏休、産休、育休、介護休暇、病気休暇が新たに付与されます。

仕事内容や役割は、今までと変わりません。考え方は「資格のある非常勤職員」と「資格のない非常勤職員」という区分になります。

指導員、パート指導員の労働条件が改善されることになりました。

指導員不足を抜本的に改善するためには、非常勤職員の時間単価増額が必要とされています。

※指導員の時間単価増額については、現在開催中の市議会で審議中ですので、来月のニュースでお知らせします。

3小学校で、ルームが増設・移転の予定です。

現在開催中の市議会で、3小学校4ルームの移転・増設の予算案が審議中です。

- ・西海神第2ルーム 敷地外設計委託
- ・宮本第2ルーム 敷地内プール隣に設計委託、
- ・法典東第1、第2ルーム 増築校舎内に移転の設計委託

放課後ルーム入所の審査基準が変更になりました。

定員以上の申し込みがあった放課後ルームの入所は、船橋市放課後ルーム条例施行規則の別表第2に定められた審査基準に基づいて決定されます。審査は就労の状況による点数に、その他の条件を加算し、合計点数の高い順に入所が許可されます。以下は、別表2を表形式にまとめたものの抜粋です。

基本点数 ()内は旧基準

労働形態		勤務終了時刻							
		14:00 以前	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00	17:30	18:00
居宅外	週5日以上	入所不可	14(7)	15(7)	16(8)	17(8)	18(9)	19(9)	20(10)
	週4日	入所不可	13(6)	14(6)	15(7)	16(7)	16(8)	17(8)	18(9)
	週3日	入所不可	13(6)	13(6)	14(7)	14(7)	15(8)	15(8)	16(9)
育児休業	8(0)	※新設							
産前産後	16(7)								
自宅介護	9(5)								
自宅外介護	11(6)								
自宅療養	14(7)								
入院	20(9)								

加算点数 ()内は旧基準

学年	1年	9(2)	
	2年	7(1)	
	3年	5(0)	
	4年	3(0)	
	5年	1(0)	
支援の必要な障がい		4(0)	※新設
母子・父子家庭		2(2)	
単身赴任など配偶者と別居		1(0)	※新設

旧基準との大きな違いは、

- ・勤務時間の刻みが1時間から30分単位に変更
- ・旧基準での、1年生が2点、2年生が1点の加算が、加算幅を大きくすることで、低学年に配慮
- ・障がい児への加算の新設

です。

市連協では、「障がいをもった児童が待機になる事例が発生しています。障がいをもった児童が短時間で一人留守番をすることは困難です。入所審査にあたって障がいの程度に応じた点数加算をしてください。」と要望してきていましたが、実現することができました。

また、「低学年(1~3年生)は定員の2割増まで入所、高学年(4~6年生)は定員に空きがある場合のみ入所」のルールでしたが、学年を問わず点数順に定員まで入所を許可し、定員の2割増まで低学年が入所できるルールに変わりました。